

生駒市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、次のとおり公表する。

令和4年12月26日

生駒市監査委員 東 良 徳 一

生駒市監査委員 平松 亜 矢 子

生駒市監査委員 福 中 眞 美

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の提出

令和4年11月2日

第2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに陳述時の補足説明によれば、本件監査請求の要旨は、次のとおりである。

1 請求の対象行為

(1) 生駒市職員が、生駒市長による職務命令により、令和3年11月から令和4年3月までの間に、生駒市役所の通信機器、事務機器を用いて、少なくとも以下のア～オに係るいこま市民パワー株式会社(以下「いこま市民パワー」という。)の業務を行っていたにもかかわらず、当該職員に給与を全額支給していること。

ア 地域活力創生部次長及びSDGs推進課課長補佐による株式会社UPDATER（以下「みんな電力」という。）及びその他の卸電力会社と卸電力の調達に係る交渉

イ 旧環境モデル都市推進課係長及びSDGs推進課職員によるYper株式会社（以下「Yper」という。）の置き配ボックスサービス「OKIPPA」（以下「OKIPPA」という。）導入に係る契約行為以外の折衝

ウ SDGs推進課課長補佐による生駒市清掃センターの指定管理者の株式会社神鋼環境ソリューション（以下「神鋼環境ソリューション」という。）に対する電力供給打ち切り及び最終保障供給制度への切替え又は値上げの通告

エ SDGs推進課課長補佐による太陽光発電を設置する会社からの電力買取に関するみんな電力への打診

オ SDGs推進課課長補佐による株主総会に関する日程調整及び事務連絡等

(2) 副市長、地域活力創生部長及び地域活力創生部次長は、上記(1)のア～オに掲げる行為（以下、「本件請求対象行為」という。）が行われていたことを知りながら監督を怠り、それら

を回避させなかった過失により、上記各行為を行った職員への給与の支払い及び諸経費に関し、市に無用な損失を与えたこと。

2 本件請求対象行為が違法又は不当であることの理由

(1) いこま市民パワーについて

いこま市民パワーは、生駒市、大阪ガス株式会社、生駒商工会議所、株式会社南都銀行及び一般社団法人市民エネルギー生駒の5者で出資し平成29年7月18日に設立された地域エネルギー株式会社である。この当時の出資割合は、生駒市765株（51%）、大阪ガス株式会社510株（34%）、生駒商工会議所90株（6%）、株式会社南都銀行75株（5%）、一般社団法人市民エネルギー生駒60株（4%）である。

なお、大阪ガス株式会社は令和3年3月31日に保有株の全てをいこま市民パワーに売却し経営から撤退し、いこま市民パワーの保有となっていた510株は、令和4年3月1日に生駒商工会議所、TJグループホールディングス株式会社及び一般社団法人市民エネルギー生駒の3者に譲渡され、その結果出資割合は、生駒市765株（51%）、生駒商工会議所360株（24%）、TJグループホールディングス株式会社180株（12%）、一般社団法人市民エネルギー生駒120株（8%）、株式会社南都銀行75株（5%）となった。

生駒市長は、いこま市民パワー設立当初から令和4年4月13日付けで現在の生駒商工会議所会頭が代表取締役役に就任するまで同社の代表取締役であった。

(2) 生駒市のいこま市民パワーに関する業務について

生駒市行政組織規則（平成6年7月生駒市規則第22号（改正：令和3年3月生駒市規則第4号）。以下「組織規則」という。）第10条の3には、SDGs推進課が分掌する事務のうち、いこま市民パワーに関する業務として、「（4）いこま市民パワー株式会社との連絡調整に関すること。」が挙げられている。

なお、令和4年6月8日生駒市議会において地域活力創生部長は、連絡調整とは、生駒市が出資する外郭団体への適切な指導、調整及び市の環境施策、エネルギー施策の執行の一環として、経営の方針、事業運営の方法、投資等の判断、収益の取扱い等の重要事項について主体的に意見の表明、調整を行う業務を指す、具体的には日常的な営業活動や事務作業については関与しないが、事業決定や予算、決算の動向など経営の重要な事項については情報の収集を行い、意見の表明を行うなど、筆頭株主としての主体的な関与を行っている、また、生駒市の政策目的として、自治体新電力をつくって取組を進めている意義の周知、事業効果の説明、啓発等も積極的に行っていると答弁をしている。

また、生駒市長も、本会議や委員会においていこま市民パワーと生駒市の役割分担を問われる度、生駒市はいこま市民パワーの業務活動に関する市民への説明、制度面や調査、SDGsの啓発は行うが、営業活動、経営活動はいこま市民パワーの業務であり、コミュニティ事業についてもいこま市民パワーの収益を使うものはいこま市民パワーの業務であると明言してきた。

(3) 職務専念義務について

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第30条にはサービスの

根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とあり、職務専念義務は全体の奉仕者たることと並んでサービス全体を通じる基本原則である。また、この根本基準である職務専念義務は、地公法第35条で「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と、サービス規定として具体化されており、職務専念義務が免除されるのは、法律又は条例に特別の定がある場合に限られる。

(4) 対象とする行為の違法性・不当性について

ア 対象行為は生駒市の事務分掌の範囲を超えていること

本件請求対象行為の各行為は、いずれもいこま市民パワーの事務作業又は営業活動であり、いこま市民パワーの経営方針、事業運営方法、投資等の判断、収益の取扱い等の重要事項についての意見表明、またそのための情報収集、いこま市民パワーの事業の周知、啓発には当たらず、SDGs推進課が所掌する事務の範囲を超えている。これはいこま市民パワーが雇用する社員によって行われるべき業務であり、生駒市職員の業務とはいえない。

イ 職務専念義務の免除規定に該当しないこと

地公法第35条では法律又は条例に特別の定がある場合に職務専念義務を免除できるとするが、法律に基づく場合の主なものとしては、休職、停職、在籍専従の許可、適法な交渉への参加、病者の就業禁止、育児休業及び部分休業、育児短時間勤務、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び大学院就学休業が挙げられるが、本件請求対象行為は、いずれの場合にも該当しない。また、条例に基づく職務専念義務の免除として、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職務専念義務の免除に関する条例が挙げられるが、本件請求対象行為は、いずれも勤務時間中に行われており、休日等における職務専念義務の免除には該当しない。また、職務専念義務の免除に関する条例として、生駒市では、職務に専念する義務の特例に関する条例（平成7年3月生駒市条例第2号、以下「職免条例」という。）第2条において、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合又はこれらに規定する場合を除くほか、市長が規則で定める場合に、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができると規定し、この市長が規則で定める場合として、生駒市は職務に専念する義務の特例に関する規則（平成7年3月31日生駒市規則第3号）を定めており、この中で本件請求対象行為は、同規則第2条第7号が職務専念義務免除の根拠となる可能性があるが、いずれも職免条例第2条で定める任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けずにいこま市民パワーの業務を行っており、地公法第30条及び第35条に違反している。

ウ 正当な出向等の条例も整備されていないこと

いこま市民パワーの業務を生駒市職員が行うには、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条の規定に基づき、条例でいこま市民パワーを特定法人と定めた上で、生駒市職員をいこま市民パワーに出向させ、給与をいこま市民パワーから支払わせることが必要であるが、公益的法人等への生駒市職員の派

遣等に関する条例（平成14年3月生駒市条例第3号）、同規則、その他の条例にもその規定はなく、そもそも生駒市庁舎内で生駒市役所の情報機器、事務機器等を用いて業務を行っている以上、出向しての業務にも該当しない。

上記のとおり、生駒市長は、正当な理由なく本件監査請求で対象とする行為を行わせ、副市長、地域活力創生部長及び地域活力創生部次長らは、それらを回避させることもなく当該行為を実施した生駒市職員に給与を全額支払ったことは違法な公金の支出である。

3 生駒市に与えた損害

本件監査請求の対象となる行為は、開示請求した行政文書や関連交渉記録から読み取れた範囲内での違法行為である。実際に行われている他機関との交渉や折衝はメールのやり取りだけではなく、電話やweb会議でも行われており、開示されなかった多くの文書からは、交渉、折衝以外の事務も行われているとうかがい知ることができる。違法行為の全体量を請求人が把握することは不可能であるが、本来いこま市民パワーが担うべき事務の相当量をSDGs推進課の職員が主体的に行っていると判断される。しかしこれらSDGs推進課の職員らが職務専念義務に違反していこま市民パワーの業務に携わった時間相当分の給与及び諸経費は、本来いこま市民パワーが負担すべきところ、生駒市が負担していることからいこま市民パワーが不当利得を得ており、その額について生駒市は損害を被っている。

4 求める措置内容

生駒市は、本件請求対象行為を実施した生駒市職員に当該行為を行わせた生駒市長、及び監督を怠った副市長、地域活力創生部長及び地域活力創生部次長（SDGs推進課担当）に対して、上記生駒市が被った損害額を小紫雅史前いこま市民パワー代表取締役とともに連帯して生駒市に返還するよう請求すること。

第3 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第7項の規定により、令和4年11月30日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から追加の証拠の提出及び請求内容の補足説明があった。

2 監査の対象事項

生駒市職員が、本件請求対象行為を行ったことが職務専念義務に違反した違法又は不当な行為であり、当該行為を行った生駒市職員に対し給与を全額支給したことが違法又は不当な行為であるかを監査の対象とした。

3 監査の対象部局と生駒市の主張

(1) 生駒市地域活力創生部SDGs推進課（以下「SDGs推進課」という。）を監査の対象とし、必要な資料の提出を求めた。また令和4年11月30日に地域活力創生部長、地域活力創生部次長、SDGs推進課長等から事情聴取を行った。

提出された資料及び事情聴取における生駒市の主張は以下のとおりである。

(2) いこま市民パワーは、平成26年3月に生駒市が環境モデル都市として選定され、平成27年1月に環境モデル都市アクションプランの中核となる事業として、生駒市が主導して設立した株式会社である。いこま市民パワーは、脱炭素社会の実現に向けた取組に資するとともに、民間企業のノウハウを活用しながら、利益を地域還元することにより、市民生活の質の向上及び地域の活性化を目指す官民連携非営利型社会的地域電力小売事業者である。いこま市民パワーに関連して生駒市が行う業務は以下のとおりであり、①～③に掲げる全ての業務が、生駒市が対応すべき業務である。これらは、生駒市行政組織条例（平成2年3月生駒市条例第1号。以下「組織条例」という。）第2条及び組織規則第10条の3、SDGs連携推進係(1)、(2)、(3)及び低炭素まちづくり推進係(1)、(2)、(5)、(6)（別紙）を根拠とする公務である。

- ① 持続可能な脱炭素・循環型社会の実現、市民生活の質の向上及び地域の活性化といった政策目的の達成に向け、いこま市民パワーを通じた円滑な事業推進のための支援、調整、仲介等の必要な関与を行うこと。
- ② 筆頭株主として、株主総会における取締役の選任・解任、決算書類の承認等の議決権の行使、同じく権利を有する株主間の連絡調整を行うこと。
- ③ 出資法人への適切な関与の観点から、生駒市行政改革推進委員会の提言（平成21年12月）及び総務省作成の第三セクター等の経営健全化等に関する指針（平成26年8月）に即した関与として、健全経営等のための指導・調整等を行うこと。

組織規則第10条の3においてSDGs推進課の分掌事務として「いこま市民パワー株式会社との連絡調整に関すること」と規定していることについて、この中の「～との連絡調整に関すること」という文言は、概括的な表現として使用しているものであり、外郭団体を所管する他課の分掌事務や、他の地方公共団体においてもこれらの文言が一般的に使用されている。すなわちSDGs推進課の分掌事務である「いこま市民パワー株式会社との連絡調整に関すること」とは、上記①～③の業務遂行にあたり必要となる連絡調整業務を指すものであり、例として、地球温暖化対策、再生可能エネルギー、省エネルギーの推進に向けていこま市民パワーへ必要な支援、調整や生駒市の環境施策やエネルギー施策の執行の一環として経営の方針、事業運営の方法、投資の判断、利益の取扱い等重要事項への意見表明及び調整、いこま市民パワーへの適切な指導調整を行う業務を指し、これらの業務を行うために必要となる情報収集その他の基礎調査及び検討等が幅広く含まれる。

生駒市職員は、いこま市民パワーの会社存立の根幹である固有事務には関与しないこと及び業務に際していこま市民パワー側の指揮監督に服さないという明確な線引きに基づき対応している。これは、当該業務に該当しない場合には無限定・無制限にいこま市民パワーの業務を生駒市職員が行うものではなく、いこま市民パワーの自律性、独立性を最大限尊重し、業務実施の主体はいこま市民パワーであることとともに、生駒市の関与は、支援、調整、仲介、提案等の範囲で行われるものであることを意図している。

(3) 本件請求対象行為に関する生駒市の主張は以下のとおりであり、いずれも公務の範囲内で、生駒市の指揮監督に基づいて実施されたものであり、当該事務に従事した生駒市職員に対して、職務専念義務の免除及び出向等の措置は不要であり、給与の支給も適正に行われたものである。

ア みんな電力及びその他の卸電力会社と卸電力の調達に係る交渉

電力受給のひっ迫及び国際的な燃料価格の上昇等を背景とした卸電力市場価格の高騰により、いこま市民パワーにおいても卸電力調達先の確保が厳しくなっていた当時の状況において、卸電力の調達は経営の根幹であり、生駒市のエネルギー政策実現の成否に重大な影響を及ぼす要素であると認識し、生駒市としても積極的に支援を行ったものであるが、これは極めて合理性のある対応であった。

生駒市では13の卸電力事業者と交渉を行ったが、いこま市民パワーにおいても11事業者と交渉を行った。各事業者と交渉を行う際には、主たる交渉はいこま市民パワーの社員が別途行うことを前提に、事務の方針・意向をいこま市民パワーと確認、調整した上で当該事業者との交渉等が円滑に進むよう支援、仲介等を行っており、生駒市が行った対応はあくまで政策目的を果たすための補助的な関与であった。

これらの業務は、組織規則第10条の3に基づくSDGs推進課の分掌事務のうち、特に「SDGs未来都市に係る施策の推進に関すること」、「環境モデル都市に係る企画、調査及び連絡調整に関すること」、「地球温暖化対策に係る企画調整及び統計に関すること」、「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に係る企画、調査研究及び普及啓発に関すること」及び「いこま市民パワーとの連絡調整に関すること」を根拠とする。

イ OKIPPA導入に係る契約行為以外の折衝

いこま市民パワーが行うコミュニティサービスは、電気料金を市域内で循環・還元するという、会社設立趣旨の根幹にかかわる部分であり、生駒市は、様々な政策の執行状況や課題、市民ニーズを把握する立場として、事業案の調査から企画案の提示まで、様々な検討を行ってきた。いこま市民パワー設立時の「生駒市における地域エネルギー会社の設立及び運営に関する株主間協定書」においても、生駒市の役割としてコミュニティサービスについて主体的に検討することが明記されているところ、そのコミュニティサービスの一つとして、OKIPPAを導入した。

導入にあたっては、生駒市職員が当該事業の情報を入手し、市民の生活利便性の向上と温室効果ガス排出削減の観点から、いこま市民パワーのコミュニティサービスとして適切ではないかと考え、市民サービス向上や脱炭素の実現といった観点から有効な取組かといった確認を行った。

その後、導入に至るまで打合せ等をメール、web会議等によりやり取りを行っているが、その際には、最終的な決定権はいこま市民パワーにあることを明らかにした上で、生駒市と当該事業者との間の連絡の効率性の観点から、事務の方針・意向をいこま市民パワーと確認、調整しながら生駒市が連絡窓口として対応を行ったものである。

当該サービスの実施にあたり、プレスリリースの作成、当該サービスに係る事務フローの整理、ランディングページの作成等に伴ういこま市民パワーとの調整に関しては、生駒市から意見提示を行いながら調整を行った。

当該サービスは、生駒市が積極的に関与し、いこま市民パワーと調整を行いながら実現に至ったが、事業の実施にあたっての詳細決定、ホームページの申込フォーム作成及び操作確認、事務フローの確認などの事業実施に向けた最終確認及び決定はいこま市民パワーが行

った。

これらの業務は、組織規則第10条の3に基づくSDGs推進課の分掌事務のうち、特に「SDGs未来都市に係る施策の推進に関すること」、「環境モデル都市に係る企画、調査及び連絡調整に関すること」、「地球温暖化対策に係る企画調整及び統計に関すること」及び「いこま市民パワーとの連絡調整に関すること」を根拠とする。

ウ 生駒市清掃センターの長期包括運營業務受託者の神鋼環境ソリューションに対する電力供給打ち切り及び最終保障供給制度への切替え又は値上げの通告

生駒市では、いこま市民パワーの設立目的であるエネルギーの地産地消の促進及び小売電気事業者として経営を維持するための一定の事業規模の確保の観点から、生駒市公共施設の電力をいこま市民パワーから優先的に調達することとしており、その対象施設には、指定管理者や運營業務の受託者が管理する施設も含むものである。SDGs推進課は、生駒市側の窓口となっていこま市民パワーとの交渉を一括して行っているところ、その一環として、料金改定及び電力会社の切替えに伴う契約変更等に関する神鋼環境ソリューションとの連絡についても、いこま市民パワーによる事務手続の事前調整を行ったものである。

これらの業務は、組織規則第10条の3に基づくSDGs推進課の分掌事務のうち、特に「SDGs未来都市に係る施策の推進に関すること」、「環境モデル都市に係る企画、調査及び連絡調整に関すること」、「地球温暖化対策に係る企画調整及び統計に関すること」、「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に係る企画、調査研究及び普及啓発に関すること」及び「いこま市民パワーとの連絡調整に関すること」を根拠とする。

エ 太陽光発電を設置する会社からの電力買取に関するみんな電力への打診

太陽光発電設備の設置を検討している事業者から、生駒市に対して電力の買取意向の照会があり、それを受けて生駒市職員からみんな電力に連絡したもので、生駒市に対して照会を行ってきた当該事業者につき、いこま市民パワーの電源としての活用の可能性を確認しようとしたもので、その後の交渉が円滑に進むよう初期的な調整としてやり取りを行ったものである。

これらの業務は、組織規則第10条の3に基づくSDGs推進課の分掌事務のうち、特に「地球温暖化対策に係る企画調整及び統計に関すること」、「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に係る企画、調査研究及び普及啓発に関すること」及び「いこま市民パワーとの連絡調整に関すること」を根拠とする。

オ いこま市民パワーの株主総会に関する日程調整及び事務連絡等

いこま市民パワーの株主総会に関する日程調整及び事務連絡等については、通常はいこま市民パワーの社員が対応している業務であるが、当該臨時株主総会の開催にあたっては、生駒市長の日程調整が難航していたことから、生駒市で調整を行ったものである。

請求人が指摘する株主総会以外の事務連絡等は、株主間協定、いこま市民パワーの役員体制等を内容としたもので、いずれも生駒市が株主として本来的に責任を持って対応すべき事項である。

これらの業務は、組織規則第10条の3に基づくSDGs推進課の分掌事務のうち、特に

「いこま市民パワーとの連絡調整に関すること」を根拠とする。

4 関係人の調査

自治法第199条第8項の規定により、いこま市民パワーに対し関係人の出席を求め、いこま市民パワーの取締役の1人から令和4年1月30日に事情聴取を行った。

関係人への聴取りによる内容は以下のとおりである。

ア みんな電力及びその他の卸電力会社と卸電力の調達に係る交渉

当時、電力料金の高騰により、卸電力の調達先の確保が大変難しい状況となっており、いこま市民パワーの経営の根幹に関わる重大な事態となっていた。生駒市もこの認識は同じであり、いこま市民パワーは、生駒市と連携して対応してきた。いこま市民パワーは、事業主体として、社内での意思決定を行いながら、卸電力の調達先、金額等について電話、web会議等で交渉を行ってきた。交渉は関係人本人といこま市民パワーの社員が行った。

みんな電力以外の卸電力会社については、令和3年10月下旬から令和4年2月頃にかけて、11事業者と交渉を行ったが、良い返事をもらえる事業者はなかった。

イ OKIPPA導入に係る契約行為以外の折衝

OKIPPAの導入にあたっては、令和3年11月17日の生駒市との担当者間会議の際に、生駒市から企画提案され、それがいこま市民パワーのコミュニティサービスとして適切と思われたので、実施に向けて検討していく方針を確認した。

いこま市民パワーのコミュニティサービスは、電気を売って得た利益をまちづくりに使用し、還元していくことが狙いである。

OKIPPAの企画検討については、基本的に生駒市で対応したが、企画検討を開始した際や事業決定を社内決裁する際、関係人自身がYperに直接電話して、サービス概要等を随時確認するとともに、細かい部分の調整はいこま市民パワーの社員が行っていた。

いこま市民パワーは、令和3年11月30日の月次ミーティングにおいて代表取締役に導入に向けた確認を行い、令和4年1月11日にOKIPPA導入についての社内決裁をして、意思決定をしている。

ウ 生駒市清掃センターの長期包括運営業務受託者の神鋼環境ソリューションに対する電力供給打ち切り及び最終保障供給制度への切替え又は値上げの通告

生駒市の公共施設についてはSDGs推進課が一括して対応することになっており、生駒市清掃センターのように民間が管理する公共施設も同様にSDGs推進課を通じて料金改定や供給停止に向けた調整を行っている。

いこま市民パワーとしては、SDGs推進課による事前調整を踏まえて、神鋼環境ソリューションへの料金改定プランの提示や変更契約等の手続を行った。

エ 太陽光発電を設置する会社からの電力買取に関するみんな電力への打診

県内で太陽光発電システムの設置を検討している事業者から電力の買取りについて、いこま市民パワーではなく生駒市に打診があり、SDGs推進課からそのような打診があった旨の情報提供がいこま市民パワーにあったが、その後、事業者からは改めていこま市民パ

ワーに何も連絡等がなかった。

オ いこま市民パワー株主総会に関する日程調整及び事務連絡等

株主総会を開催する際には、通常いこま市民パワーの社員から各株主に対してメールや電話で連絡して、日程調整を行っている。

本件については、株主総会を4月早々に開催する必要があったが、生駒市長の日程がタイトでスムーズに日程が調整できなかったため、生駒市に相談した上で、生駒市職員が生駒市長の予定を確認して、それに合わせて日程を調整するということとなり、臨時的に対応してもらった。

第4 監査の結果

主文

本件監査請求を棄却する。

事実及び判断理由

1 事実関係の確認

本件監査請求書、事実を証する書面及び請求人の陳述内容、関係職員の事情聴取、関係人の事情聴取、SDGs推進課から提出された資料等に基づき、第3の4及び次のとおり事実を確認した。

(1) いこま市民パワーについて

いこま市民パワーは、生駒市が平成26年3月に内閣府から環境モデル都市に選定され、平成27年1月に生駒市環境モデル都市アクションプランを策定し、その中核となる事業として生駒市が主導して平成29年7月18日に設立された。生駒市が、いこま市民パワーを中核として推進する地域新電力事業について、電力の小売事業にとどまらず日常生活に不可欠な電力事業を契機として、持続可能な脱炭素・循環型社会の実現に資するとともに、事業利益を株主に配当せず地域に還元することにより、市民生活の質の向上及び地域の活性化といった生駒市の政策目的の実現を目指すため、官民連携による公益型の自治体新電力会社として設立した。設立時の出資額及び発行株式の数、出資者の内訳及び出資割合は以下のとおりである。

出資額	1,500万円	発行株式	1,500株
内訳			
生駒市		765株	51%
大阪ガス株式会社		510株	34%
生駒商工会議所		90株	6%
株式会社南都銀行		75株	5%
一般社団法人市民エネルギー生駒		60株	4%

なお、現在の出資割合は以下のとおりとなっている。

生駒市	765株	51%
-----	------	-----

生駒商工会議所	360株	24%
TJグループホールディングス株式会社	180株	12%
一般社団法人市民エネルギー生駒	120株	8%
株式会社南都銀行	75株	5%

上記のとおり、生駒市は、設立当初から筆頭株主としていこま市民パワーの事業を主導してきており、生駒市の政策目的をいこま市民パワーの経営・事業方針として確実に反映できる体制をとってきている。

(2) 本件請求対象行為に係るメールのやり取り

ア みんな電力及びその他の卸電力会社と卸電力の調達に係る交渉

	件名	内容	期間	送受信回数
1	次年度の卸の調整について	生駒市とみんな電力の間で、卸電力の金額調整、会議の日程調整等を行ったもの	令和3年12月21日 ～令和4年1月26日	9回
2	〇〇様への条件面について	生駒市がみんな電力以外の電力会社と調達交渉した結果のみんな電力への報告等	令和4年1月14日 ～令和4年1月20日	4回
3	卸電力の見積もり徴取について	生駒市が複数の電力会社との調達交渉している中の1者について、見積条件等をいこま市民パワーが交渉するよう生駒市から依頼する内容等	令和4年1月17日 ～令和4年1月25日	3回
4	来年度の卸電力の再エネ比率について	令和4年度の卸電力の再エネ比率の確認等を生駒市とみんな電力で行ったもの	令和4年2月3日 ～令和4年2月4日	4回
5	次年度のみんな電力対応状況と卸について	令和4年度の卸電力の調達価格等について生駒市とみんな電力で報告や交渉等を行う内容	令和4年2月7日 ～令和4年3月9日	29回
6	〇〇サービスのご案内	某社から生駒市にWeb上で見積依頼できるサービスの案内があり、さらに案内があったことを生駒市からいこま市民パワーに伝える内容	令和4年3月2日 ～令和4年3月4日	2回
7	2022年度期中相対卸ニーズのお伺い	いこま市民パワーの相対卸ニーズの有無とその内容について生駒市と某社からの照会と返信	令和4年3月8日	4回

イ OKIPPA導入に係る契約行為以外の折衝

	件名	内容	期間	送受信回数
1	OKIPPAお問い合わせの件	生駒市からの当該事業に関する問合せ、事業の具体的な内容に関する相談、交渉、報告、打合せの日程調整等	令和3年11月11日 ～令和4年2月14日	39回
2	OKIPPAプレスリリース	いこま市民パワーのOKIPPAのプレスリリース案等の提示、確認等	令和4年1月26日 ～令和4年1月28日	5回
3	事務フロー	生駒市がOKIPPA事業の概要、事務フローを提示し確認を求める内容	令和4年2月7日	1回
4	ブランディングについて (Re:ブランディング、OKIPPAブランディングページ制作の契約書・仕様書)	生駒市がいこま市民パワーに契約書及び仕様書の確認を依頼する内容に対するいこま市民パワーからの返信	令和4年3月3日	1回
5	※置き配について (Re:ブランディング、OKIPPAブランディングページ制作の契約書・仕様書)	生駒市がいこま市民パワーに契約書及び仕様書の確認を依頼する内容等とその返信及びWeb会議の案内	令和4年3月1日 ～令和4年3月3日	5回

ウ 生駒市清掃センターの長期包括運營業務受託者の神鋼環境ソリューションに対する、電力供給打ち切り及び最終保障供給制度への切替え又は値上げの通告

	件名	内容	期間	送受信回数
1	ご連絡先のお知らせ	生駒市から神鋼環境ソリューションに対して値上げ及び電力会社切替えについての連絡、打合日程の調整、連絡先のお知らせ等	令和4年2月4日 ～令和4年3月14日	12回

エ 太陽光発電を設置する会社からの電力買取に関するみんな電力への打診

	件名	内容	期間	送受信回数
1	太陽光電力の買取りについて	某事業者から生駒市に太陽光電力の買取相談があったことについて、生駒市からみんな電力への伝達等	令和4年1月28日	3回

オ いこま市民パワー株主総会に関する日程調整及び事務連絡等

	件名	内容	期間	送受信回数
1	来年度のいこま市民パワーの体制等について	新体制への移行に伴う株式会社南都銀行との打合せの日程調整	令和4年3月28日 ～令和4年3月29日	4回
2	株主総会の日程と水道局への通知作成について	生駒市からいこま市民パワー、株主等への株主総会の日程のお知らせ	令和4年3月31日	3回

2 判断理由

(1) いこま市民パワーは、生駒市環境モデル都市アクションプランの中核となる事業として、生駒市が51%の株式を保有し、再生可能エネルギー電力等を活用した電力小売事業を生駒市域で展開することを目的に設立された。いこま市民パワーの企業理念の一つとして、利益は株主に配当せず、市民サービスやまちの活性化のために活用することとされている。そして、組織規則第10条の3のSDGs推進課の分掌事務としては、SDGs未来都市に係る施策の推進に関する事、いこま市民パワー株式会社との連絡調整に関する事、環境モデル都市に係る企画、調査及び連絡調整に関する事、地球温暖化対策に係る企画調整及び統計に関する事、再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に係る企画、調査研究及び普及啓発に関する事などが掲げられている。

(2) そこで、本件請求対象行為について、それぞれ生駒市職員の職務範囲内の事務であるか否か、検討すると以下のとおりである。

ア みんな電力及びその他の卸電力会社と卸電力の調達に係る交渉

いこま市民パワーは、持続可能な脱炭素・循環型社会の実現に資するとともに、電力事業により得た利益を地域に還元することで市民生活の質の向上及び地域の活性化といった、政策目的を実現するために、生駒市が過半数の株式を保有する筆頭株主となって設立した会社である。卸電力価格が高騰し、卸電力の調達先の確保や価格交渉が難航するという危機的状況にある中、生駒市といこま市民パワーが、いこま市民パワーの経営の根幹に関わる卸電力の調達について、共同して調達先を探索し、交渉を行ったものである。生駒市は、環境政策の基軸であり、過半数の株式を保有するいこま市民パワーの存続の危機にもなりかねない重大な影響を回避するために、いこま市民パワーと共同して、卸電力の調達交渉に尽力する必要があったものと認められ、組織規則第10条の3に規定するいこま市民パワー株式会社との連絡調整に関する事、環境モデル都市に係る企画、調査及び連絡調整に関する事などのSDGs推進課の分掌事務の範囲内の事務を行ったものといえる。

イ OKIPPA導入に係る契約行為以外の折衝

OKIPPAについては、いこま市民パワーが実施するコミュニティサービスとして、生駒市職員が当該サービスに係る情報を入手し、いこま市民パワーに対して提案を行い、その後、導入に至るまでの各種業務をいこま市民パワーと調整しながらやり取りを行っていた。これらの業務については、生駒市が単独で行っていたわけではなく、いこま市民パワーにお

いてもYperと直接やり取りを行うなど、いこま市民パワーと共同し事業を進めていたことが認められ、組織規則第10条の3に規定するいこま市民パワー株式会社との連絡調整に関する事、環境モデル都市に係る企画、調査及び連絡調整に関する事などのSDGs推進課の分掌事務の範囲内の事務を行ったものといえる。

ウ 生駒市清掃センターの長期包括運營業務受託者の神鋼環境ソリューションに対する電力供給打切り及び最終保障供給制度への切替え又は値上げの通告

生駒市内の公共施設の電力調達に関しては、SDGs推進課が一括して生駒市の窓口になっており、電力受給契約に関する手続の前に生駒市側の窓口として生駒市清掃センターの管理運営を行う神鋼環境ソリューションと事前に連絡調整を行ったものであることが認められ、組織規則第10条の3に規定するいこま市民パワー株式会社との連絡調整に関する事というSDGs推進課の分掌事務の範囲内の事務を行ったものといえる。

エ 太陽光発電を設置する会社からの電力買取に関するみんな電力への打診

当該行為は、太陽光発電を設置する事業者から、生駒市に対して電力の買取りについて相談があったため、いこま市民パワーの電力調達先であるみんな電力に対し、生駒市が相談内容を伝達したものであることが認められ、組織規則第10条の3に規定するいこま市民パワー株式会社との連絡調整に関する事というSDGs推進課の分掌事務の範囲内の事務を行ったものといえる。

オ 株主総会に関する日程調整及び事務連絡等

株主総会の日程調整について、当該開催分は、当時のいこま市民パワーの代表取締役であった生駒市長の日程調整が難航していたため、生駒市で日程調整したという事情があり、株主である生駒市が他の株主と連絡を取り合い日程等の調整を行うことは、組織規則第10条の3に規定するいこま市民パワー株式会社との連絡調整に関する事というSDGs推進課の分掌事務の範囲内の事務を行ったものといえる。

以上のとおり、本件請求対象行為は全てSDGs推進課が所掌する範囲内の事務を行ったものであり、生駒市職員の職務の範囲内であると認められ、職務専念義務違反があったとは認められないことから、当該行為に係る給与及び諸経費の返還を求める措置請求には理由がない。

第5 意見

本件監査請求については棄却するが、次のとおり意見を述べる。

生駒市職員がOKIPPA導入に係る業務を行ったことについて、職務の範囲内であるとは認められるものの、緊急の必要性などの特段の事情が見受けられないにも関わらず、生駒市が関与するとした支援、調整、仲介、提案等の範囲内かという疑念を抱かせる可能性があるメールのやりとりが見受けられた。このことは、市民に疑念を抱かせることとなり、必ずしも適切なものであるとはいえない。今後、生駒市といこま市民パワーが協力して事業を進めていく際に、このような疑念が起こらないよう、互いの具体的かつ客観性のある事務分担をあらかじめ決めておくことが必要であると考え。そのため、生駒市長に対し、いこま市民パワーに関する事務を行う際の生駒市職員といこま市民パワーの社員が行う業務について、その役割分担を明確にするよう要望する。

以上

(別紙)

生駒市行政組織条例 (抄)

第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(略)

地域活力創生部

- (1) 市民活動の推進に関する事。
- (2) 情報化の推進に関する事。
- (3) 低炭素まちづくり及びSDG s 未来都市の推進に関する事。
- (4) 地域経済の活性化に関する事。
- (5) 農林業、商工業及び観光に関する事。

(略)

生駒市行政組織規則 (抄)

第10条の3 SDG s 推進課が分掌する事務は、次のとおりとする。

SDG s 連携推進係

- (1) SDG s 未来都市の推進に係る総合的な企画及び調整に関する事。
- (2) SDG s 未来都市に係る施策の推進に関する事。
- (3) いこま市民パワー株式会社との連絡調整に関する事。
- (4) 公民連携に関する事(他課の所管に係るものを除く。)
- (5) 部及び課の庶務に関する事。

低炭素まちづくり推進係

- (1) 環境基本計画の策定及び推進に関する事。
- (2) 環境モデル都市に係る企画、調査及び連絡調整に関する事。
- (3) 環境マネジメントシステムの運用管理に関する事。
- (4) 環境マネジメントシステム推進会議に関する事。
- (5) 地球温暖化対策に係る企画調整及び統計に関する事。
- (6) 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に係る企画、調査研究及び普及啓発に関する事。
- (7) 環境教育の推進及び環境活動の支援に関する事。
- (8) 環境に配慮した物品等の調達に関する事。
- (9) 環境審議会に関する事。